

**長野県告示第529号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
鳥山クリニック	小諸市八満187-1	平成19年10月1日
辰野総合病院	上伊那郡辰野町大字伊那富3351	平成19年10月1日
みやざき薬局	松本市寿中1-8-16	平成19年10月1日
ほんぽ薬局	松本市岡田下岡田6-13	平成19年10月1日
すみれ調剤薬局	長野市篠ノ井布施五明631	平成19年10月1日
大手薬局	諏訪市大手1-16-6	平成19年10月1日
池口薬局	木曽郡木曽町福島5280	平成19年10月1日
末広薬局	諏訪市諏訪2-1-2	平成19年10月1日

健康づくり支援課

**長野県告示第530号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所 在 地	辞退予定期間 終了年月日
十字堂薬局	長野市大字南長野新田町1130-15	平成19年9月1日
池口薬局	木曽郡木曽町福島5280	平成19年8月9日
大手薬局	諏訪市大手1-16-6	平成19年9月30日

健康づくり支援課

**長野県告示第531号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

## 1 万古川鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 区域

天竜川支流万古川と歩道やせね線との接点を起点とし、同点から同步道を北進し、馬背山に至り、更に北進し、ヤキガレ沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、万古川に至り、同点から同川を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約80ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該地域は、全域国定公園に指定されており、多様な鳥獣の生息及び繁殖ための良好な条件を備えた地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

## 2 姫川源流鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 区域

北安曇郡白馬村大字神城佐野地籍の農道24-18-1号線と姫川との交点（木橋）を起点とし、同点から同川を南進し、姫川源流部に至り、同源流部から南東に向かう沢を南東進し、村道1099号線との交点に至り、同点から南西に向かう尾根を南西進し、通称ドウガク山の山頂に至り、同山頂から南に伸びる尾根を南進し、国道148号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、民有林26林班り小班11と同小班12との境界点に至り、同点から同境界を北進し、親海湿原に至り、同湿原を北進し、遊歩道に至り、同遊歩道を西進し、村道1098号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、村道1099号線と林地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、更に北進し、農道24-18-1号線に至り、同点から同農道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約15ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該地域は、水量が多く親海湿原であるとともに、周辺の森林が鳥獣の生息地として重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

森林整備課

**長野県告示第532号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

## 1 新海三社神社鳥獣保護区

## (1) 区域

佐久市大字田口地籍の市道15号線と市道324号線の接点（新海三社神社鳥居前）を起点とし、同点から同市道15号線を北西

進し、同市道と新海三社神社有林界（尾根）との接点に至り、同点から同神社有林界を北進し、同神社有林界と大字田口と大字常和の大字界（尾根）との接点に至り、同点から同大字界を東進し、同大字界と新海三社神社有林界（尾根）との接点に至り、同点から同神社有林界を南進し、同神社有林界と市道324号線との接点に至り、同点から同市道を西北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約45ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、新海三社神社の社有林を中心とした多様な樹種の混在する自然豊かな環境を維持しており、鳥獣の生息環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣の生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

2 大門鷹山鳥獣保護区

(1) 区域

小県郡長和町大字大門地籍の東信森林管理署所管国有林1122林班と1123林班と民有林との接点を起点とし、同点から同国有林1122林班と民有林との境界を南進し、国道152号線と県道男女倉長門線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、国有林1121林班と私有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、長和町有林と私有地の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、国有林1120林班と私有地の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、同点から同境界を西進し、国有林1119林班と1120林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1120林班と1129林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1120林班と1129林班と1128林班との接点に至り、同点から同境界を東進し、国有林1120林班と1127林班と1128林班との接点に至り、同点から同境界を東進し、国有林1120林班と長和町有林との接点に至り、同点から同境界を東進し、長和町有林と国有林1121林班との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林1122林班と1123林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、国有林1123林班との接点に至り、同点から同境界を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約550ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、鳥獣の生息密度が高く、希少猛きん類等確認されており、野生鳥獣の保護及び繁殖に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

3 宮川・玉川鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市宮川地籍のJR中央本線と上川との交点を起点とし、同点から同川を北東進し、柳川との合流点に至り、同点から同川を東進し、市道2級10号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道IVB1631号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道IVB1613号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道IVB1643号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、県道上楓木矢ヶ崎線との接点に至り、同点から同県道を東進し、市道III B1968号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道1級21号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道IVB456号線との接点に至り、同市道を西進し、市道2級8号線との接点に至り、同点から同市道を南進

し、市道1級15号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道IVB654号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道IVB637号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道1級16号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道IVB759号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道IVB717号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、市道IVB821号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道IVB835号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、市道IVB715号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道IVB821号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道IVB831号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、県道払沢茅野線との接点に至り、同点から同県道を西進し、JR中央本線との交点に至り、同点から同本線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約540ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、農耕地及び市街地が主であるが、農耕地の合間に帶状の天然広葉樹林及びカラマツ人工林が混在するなど変化に富んでおり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

4 富士見鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡富士見町御射山神戸地籍の思沢川と国道20号線との交点を起点とし、同点から同国道を南東進し、JR中央本線との接点（原の茶屋橋）に至り、同点からJR中央本線を南東進し、県道乙事富士見線との交点に至り、同点から同県道を西進し、町道富里瀬沢線との接点に至り、同点から同町道を南進し、国道20号線との接点に至り、同点から同国道を北西進し、町道西山環状線との接点に至り、同点から同町道を南進し、さらに西進し、町道1610号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道木の間花場線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道1754号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、穴熊沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、町道1718号線との交点に至り、同点から同町道を北西進し、町道1637号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道1675号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、町道1669号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道六道入笠線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、神戸横堰との交点に至り、同点から同沢を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約940ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、集落、農地等の周囲に存在する里山として、カラマツ人工林、アカマツ天然林及び天然広葉樹林の混在する森林構成の変化に富んでおり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

5 原村鳥獣保護区

(1) 区域

諏訪郡原村上里地籍の村道5567号線と村道7015号線との接点

を起点とし、同点から村道7015線を東進し、林道広河原上里線との接点に至り、同点から同林道を東進し、村道7080号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、財団法人農村厚生協会所有地と原村有地との境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、財団法人農村厚生協会所有地と柏木部落所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、財団法人農村厚生協会所有地と八ヶ岳中央高原四季の森（松本電気鉄道株式会社）所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、一ノ瀬堰との接点に至り、同点から同堰を北東進し、県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、茅野市と諏訪郡原村の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、南進し、さらに東進し、八ヶ岳中央高原四季の森（諏訪バス株式会社）所有地と中道小屋場部落所有地の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、私有林と原村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、さらに南進し、村道9002号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、村道9001号線との接点に至り、同点から同村道を南進し、前沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、県道富士見原茅野線との交点に至り、同点から同県道を南進し、村道7161号線へ通じる林道との接点に至り、同点から同林道を西進し、村道7161号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、村道2008号線との接点に至り、同点から同村道を西進し、阿久川との交点に至り、同点から同川を西進し、村道2007号線（エコーライン）との交点に至り、同点から同村道を北進し、村道5568号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、村道1004号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、村道5567号線との接点に至り、同点から同村道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約583ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、カラマツなどの針葉樹林と天然広葉樹林が混在し、積雪も多く水量が豊富な地域で、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 6 三義鳥獣保護区

### (1) 区域

伊那市高遠町三義地籍の県道芝平高遠線と山室大井との接点を起点とし、同点から同大井を東進し、同大井と下半対原井との接点に至り、同点から同井を東進し、県道芝平高遠線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、山室川との交点（北垣外橋）に至り、同点から農地と林地との境界を北進し、県道芝平高遠線との接点（赤坂橋）に至り、同点から同県道を北進し、辰尾沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、市道中央高峯線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、茅野市と伊那市の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、芝平峠を経て同境界と諏訪郡富士見町と伊那市の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、更に南進し、旧高遠町と旧長谷村の旧境界との接点（入笠山三角点）に至り、同点から同旧境界を西進し、更に南西進し、更に西進し、更に南進し、標高1,832.4メートル三角点に至り、同三角点から西に伸びる尾根を西進し、標高1,261.1メートル三角点を経て更に西進し、県道芝平高遠線との接点に至り、同点から同県道を北進して起点

に至る線に囲まれた一円の区域（面積約3,111ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、多様な林相を持った鳥獣の生息地であり、特に希少猛きん類であるハイタカ（環境省指定準絶滅危惧種）やノスリ（長野県指定準絶滅危惧種）の生息も確認されており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 7 千人塚鳥獣保護区

### (1) 区域

上伊那郡飯島町大字七久保地籍の与田切川本郷用水取入口を起点とし、同点から通称本郷用水取入口管理道を南進し、秋葉街道との交点に至り、同点から同街道を南進し、町道三坂貫線との交点に至り、同点から同町道を西進し、町道城ヶ池廻線との交点に至り、同点から同町道を西進し、林道与田切川線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、林道横根山線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、市野瀬橋に至り、同橋の東端より通称大持の尾根（通ヶ沢西側の尾根）を北上し、中田切川と与田切川との分水嶺に至り、同分水嶺を東進し、通称通ヶ沢鳥取の鞍部を経て飯島町と駒ヶ根市との境界に至り、同点から同境界を西南進し、傘山1,541.8メートルの三角点に至り、同点から飯島町と駒ヶ根市の境界を約500メートル東進し、辰巳ヶ沢東側尾根との交点に至り、同点から同尾根を南東進し、飯島町区有林と個人有林との境界をなす防火線との交点に至り、同点から同防火線を南進し、飯島用水との交点に至り、同点から同用水を東進し、町道上の原幹線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、与田切川左岸との接点に至り、同点から起点までを直線で結んだ線に囲まれた一円の区域（面積約495ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該地域は、多様な林相を持った鳥獣の生息地であり、特に希少猛きん類であるクマタカ、ハヤブサ（いずれも環境省指定絶滅危惧種）、ノスリ（長野県指定準絶滅危惧種）等の生息も確認されており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 8 伊那市西箕輪学校林鳥獣保護区

### (1) 区域

伊那市西箕輪地籍の県道与地辰野線と市道学校南線との接点を起点とし、同点から同市道を北西進し、市道羽広梨ノ木線との接点に至り、同点から同市道を南進し、県道与地辰野線との交点に至り、同点から同県道を西進し、市道梨ノ木8号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、更に西進し、市道梨ノ木植物園線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道殿屋敷2号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、かんがい用水路送水管との接点に至り、同点から同送水管を北東進し、伊那西部地区畠地かんがいポンプ場の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、市道鐘錆7号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道から大萱浄水場に至る私道との接点に至り、同点から同私道を北西進し、大萱浄水場の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、更に北

西進し、市道鐘録5号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道鐘録4号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、更に北進し、国道361号線との接点に至り、同点から同国道を東進し、更に南東進し、市道上溝1号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道大萱大泉新田線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、県道与地辰野線との接点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約46ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、伊那市の西箕輪の市街地に残された樹林帯であり、鳥獣の保護及び繁殖の適地であるとともに、伊那市西箕輪小学校及び同中学校の学校林として児童及び生徒の鳥獣保護思想の普及と向上を図る教育的見地から、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

9 万古川鳥獣保護区

(1) 区域

飯田市大字千代の金森山標高1,702.5メートル三角点を起点とし、同点から尾根を南進し、標高1,593.1メートル三角点に至り、同点から同尾根を南西進し、下伊那郡泰阜村との境界に至り、同点から飯田市と泰阜村との境界を西進し、天竜川支流万古川との交点に至り、同点から通称キリコシ尾根を北進し、馬背山地籍において通称歩道やせね線との交点に至り、同点から同步道を北西進し、通称歩道土嵐大牧線との交点に至り、同点から同步道を東北進し、万古川との交点に至り、同点から万古川を西南進し、金森沢との合流点に至り、同点から金森沢を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,650ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、地形が変化に富んでおり、溪流も多く水量が豊富であり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

10 駒ヶ岳・三ノ沢鳥獣保護区

(1) 区域

木曽森林管理署所管国有林358林班-II、359林班-I及び359林班-IIの区域（面積約1,604ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、中央アルプス木曽駒ヶ岳森林生態系保護地域に指定されており、ライチョウ、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ、ヤマネ等の天然記念物が数多く生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

11 御岳鳥獣保護区

(1) 区域

木曽森林管理署所管国有林830林班、832林班から859林班まで及び861林班から883林班までの区域（面積約2,865ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、多様な林相を擁しており、ライチョウ、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ、ヤマネ等の天然記念物が数多く生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

12 御岳若宮鳥獣保護区

(1) 区域

木曽郡木曽町三岳6189番地、6188番地1及び6188番地2の区域（面積約3ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、多様な林相を擁しており、天然記念物であるブッポウソウが生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

13 御岳本社鳥獣保護区

(1) 区域

木曽郡木曽町三岳3792番地1、3792番地2、3792番地3、3793番地1及び3793番地7の区域（面積約2ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、多様な林相を擁しており、天然記念物であるブッポウソウが生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

14 黒沢山林鳥獣保護区

(1) 区域

安曇野市三郷大字小倉地籍の黒沢の滝を起点とし、同点から通称滝ノ沢へ通じる小尾根を南進し、通称滝ノ沢へ至り、同点から安曇野市と松本市界の尾根を西進し、民有林と国有林界に至り、同点から中信森林管理署所管国有林232林班と233林班との境界に至り、同点から尾根を西進し、安曇野市、旧梓川村及び旧安曇村との境界に至り、同点から安曇野市と松本市の境界を北東進し、国有林231林班ろ小班と同林班に小班との境界に至り、同点から同境界を東進し、国有林と民有林との境界に至り、同点から同境界を南東進し、国有林231林班に小班と同林班へ小班との境界に至り、同点から同境界を東進し、更に南東進し、通称山越に至り、同点から黒沢の滝に至る小尾根を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約288ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、天然広葉樹林が多く占めた林相で、積雪が多く水量も豊富であり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

15 比叡ノ山鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市大字宗賀字平出地籍の市道国道平出泉線と市道床尾平

出線との接点を起点とし、同点から同市道を北東進し、市道山ノ手線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、塩尻市大字宗賀字平出994番地と同字998番地の地番界との接点に至り、同点から同地番界(小尾根)を南西進し、市道床尾平出線に通ずる山道との接点に至り、同点から同山道を北西進し、市道床尾平出線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、市道床尾団地1号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道比叡ノ山南1号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、市道比叡ノ山腰巻線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、農道宗賀24号線との接点に至り、同点から同農道を北東進し、市道平出通学線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道国道平出泉線との接点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約50ヘクタール)

#### (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### (3) 保護に関する指針

当該区域は、アカマツや広葉樹林で占められた多様な林相を呈しており、食餌木と平出泉が多くあることから、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

### 16 姫川源流鳥獣保護区

#### (1) 区域

北安曇郡白馬村大字神城佐野地籍の農道24-18-1号線と姫川との交点(木橋)を起点とし、同点から同川を南進し、姫川源流部に至り、同源流部から南東に向かう沢を南東進し、同沢と村道1099号線との交点に至り、同点から南西に向かう尾根を南西進し、通称ドウガタ山の山頂に至り、同山頂から南に伸びる尾根を南進し、同尾根と国道148号線との接点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と村道1100号線の延長線との接点に至り、同点から同延長線を北東進し、村道1100号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、村道1098号線との接点に至り、同点から同村道を北東進し、更に北西進し、同村道と村道1090号線との接点に至り、同点から同村道を北進し、同村道と農道24-18-1号線との接点に至り、同点から同農道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約21ヘクタール)

#### (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### (3) 保護に関する指針

当該区域は、貴重な植物や多様な鳥獣が多く生息し、水量が豊富であり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

### 17 東鳥獣保護区

#### (1) 区域

須坂市大字米子字硯原地籍の鳴岩砂防ダムを起点とし、同点から米子川を南東進し、林道戸谷沢線との交点(切板橋)に至り、同点から同林道を北西進し、更に東進し、戸谷沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、米子山三角点(標高1,404メートル)に至り、同点から大字米子と大字塩野の字界を北西進し、水準点(標高1,205メートル)に至り、同点から大字塩野字塩野と字柄平の字界を北西進し、林道乳山線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、大ブナ横手旧道との接点に至り、同点から同旧道を北東進し、県道奈良線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、須坂市と上高井郡高山村の境界と

の接点に至り、同点から同境界を南東進し、長野県と群馬県の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、須坂市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、長野市と須坂市の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、水準点(標高1,289メートル)に至り、同点から水無沢を北東進し、仙仁川との合流点に至り、同点から同川を北進し、大梯子沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、梯子山三角点(標高1,513メートル)に至り、同点から大字仁礼字峰の原と字仁礼山の字界(防火線)を東進し、林道大谷不動線との交点に至り、同点から同林道を北進し、関ヶ入沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、大字仁礼と大字亀倉の字界との接点に至り、同点から林道水の入線に通ずる小尾根を北進し、林道水の入線との接点に至り、同点から同林道を北進し、旧林道米子不動線との接点に至り、同点から同旧林道を北西進し、林道米子不動線との接点に至り、同点から起点を見通した線を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約5,028ヘクタール)

#### (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### (3) 保護に関する指針

当該区域は、天然広葉樹や天然針葉樹が広がる地域で、ウグイス、シジュウカラ、ノウサギをはじめ、多様な鳥獣が生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

### 18 靈仙寺山鳥獣保護区

#### (1) 区域

上水内郡飯綱町大字川上字靈仙寺山地籍の町道K1-9号線と町道M3-271号線との交差点を起点とし、同点から町道M3-271を北進し、県道柄原北郷信濃線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、飯綱町と上水内郡信濃町との境界に至り、同点から県道柄原北郷信濃線を北進し、上水内郡信濃町と飯綱町の境界との交点に至り、同点から同境界を東北進し、信濃町道高山靈仙寺線との接点に至り、同点から同町道を東北進し、県道長野信濃線との交点に至り、同点から同県道を東北進し、飯綱町道M3-236号線との接点に至り、同点から同町道を西進し、更に南西進し、町道K2-12号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道K1-9号線との接点に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約240ヘクタール)

#### (2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

#### (3) 保護に関する指針

当該区域は、靈仙寺湖を中心とした別荘地域であり、カラマツを中心とした人工林が多く、多様な鳥獣が生息しており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

### 19 つつじヶ原鳥獣保護区

#### (1) 区域

上水内郡飯綱町大字川上字靈仙寺山地籍の町道K2-11号線と町道K2-13号線との交点を起点とし、同点から町道K2-13号線を東進し、同町道と認定外道路(私道松原台道路)との接点に至り、同点から同認定外道路を南進し、更に東進し、町道M3-321号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、更に南西進し、同町道右カーブ頂点からサニーハイランド配水

地を直線で結び、同配水地から認定外山道を南東進し、町道M3-314号線との接点に至り、同点から同町道を北西進し、飯綱町と長野市の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、町道K2-11号線との交点に至り、同点から同町道を北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約140ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、逆谷地自然環境保全地域に隣接する別荘地域であり、林相は天然広葉樹林とカラマツ人工林が占めており、多様な鳥獣が生息するなど、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林整備課

**長野県告示第533号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 もみじ平鳥獣保護区

存続期間満了により解除。

2 明科本城鳥獣保護区

存続期間満了により解除。

3 有明鳥獣保護区

存続期間満了により解除。

森林整備課

**長野県告示第534号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 矢筈山休猟区

(1) 区域

飯田市南信濃北又渡地籍の遠山川と北又沢の合流点を起点とし、同点から遠山川を東進し、弁天岩、仏島及び易老渡を経て、国有林界との交点に至り、同点から南信森林管理署所管国有林3102林班界を南西進し、国有林3115林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、更に国有林3133林班界を西進し、国有林3125林班界との接点に至り、同点から同林班界を南進し、国有林3134林班との接点に至り、同点から同林班界を西進し、三角点（標高1,837メートル）に至り、同点から利根沢の支流を北進し、遠山川との合流点に至り、同点から同川を東北東進し、加加良渡を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約2,460ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

2 程野山休猟区

(1) 区域

飯田市と下伊那郡喬木村、大鹿村との接点である鬼面山山頂（標高1,889.3メートル）を起点とし、同点から大鹿村との境界を南進し、尾高山山頂（標高2,212.4メートル）に至り、同点から南信森林管理署所管国有林3003林班と国有林3006林班との林班界を南進し、国有林3004林班と国有林3005林班と北又沢との接点に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と葡萄沢との合流点に至り、同点から村有林2098林班と村有林2104林班との林班界を北西進し、村有林2097林班と村有林2099林班と林道御池山線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道と南信森林管理署所管国有林3186林班と国有林3187林班との接点に至り、同点から同林班界を北進し、民有林2060林班と漆平沢との接点に至り、同点から同沢を北西進し、同沢と上村川との合流点に至り、同点から同川を北東進し、同川と柳沢との合流点に至り、同点から同沢を北進し、民有林2039林班と民有林2040林班と官行造林1林班との接点に至り、同点から民有林2039林班と官行造林1林班との境界を北西進し、官行造林6林班との接点に至り、同点から官行造林1林班と同官行造林6林班との境界を北進し、官行造林4林班と同官行造林5林班との接点に至り、同点から同境界を北進し、下伊那郡喬木村との市村界との接点に至り、同点から同境界を北東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約4,283ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

3 北蘭休猟区

(1) 区域

木曽郡南木曽町在所の木曽森林管理署南木曽支署所管国有林545林班から同国有林593林班までの区域一円（面積約1,256ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

4 松川南部休猟区

(1) 区域

北安曇郡松川村鼠穴地籍の松川村道7-88号線と林道南罵羅尾線との接点を起点とし、同点から同村道を南進し、県道有明大町線との接点に至り、同点から同県道を南進し、安曇野市穂高と北安曇郡松川村の境界との交点（鼠穴橋）に至り、同点から同境界を北西進し、芳小屋尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、林道南馬羅尾線との接点に至り、同点から同林道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約418ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

5 豊栄休猟区

(1) 区域

長野市松代町豊栄地籍の主要地方道長野真田線と長野市と上田市の境界との接点（地蔵峠）を起点とし、同点から同地方道を北進し、市道豊栄東条小道線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道松代東237号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、桑井神社に至り、同神社から水路上沿に北東進し、林道桑根井線との接点に至り、同点から同林道を東進し、同林道終点に至り、同点から立石沢を東南進し、松代地区と若

穂地区の境界との接点に至り、同点から同境界を東南進し、長野市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,350ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

森林整備課

**長野県告示第535号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 美笛東特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市大字前山地籍の佐久高原美笛別荘地（第2次分譲地）の区域一円（面積約16ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

2 美笛西特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市大字大沢地籍の佐久高原美笛別荘地（第1次分譲地）の区域一円（面積約104ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

3 眇田特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

佐久市大字眷田地籍の国道141号線と市道538号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、市道955号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、市道17号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、千曲川左岸堤防との交点（住吉橋西詰）に至り、同点から同堤防を北進し、旧佐久市と旧眷田町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東進し、市道228号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道220号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、主要地方道川上佐久線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、主要地方道下仁田眷田線との交点に至り、同点から同主要地方道を東進し、県道中込小海線との交点に至り、同点から同県道を南進し、市道10号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、佐久市と南佐久郡佐久穂町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、国道141号との交点に至り、同点から同国道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約272ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

4 雁明特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字高野町地籍の町道仲田線と町道峰沢線との分岐点を起点とし、同点から町道仲田線を西進し、町道下菖蒲沢線との接点に至り、同点から同町道を北進し、町道針ノ木沢・切原線との交点に至り、同点から同町道を東北進し、佐

久穂町と佐久市との境界の交点に至り、同点から同境界を東進し、町道峰沢線との接点に至り、同点から同町道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約47ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

5 宿岩特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字宿岩地籍の国道141号線と佐久市道10号線との接点を起点とし、同点から同市道を東進し、佐久穂町と佐久市の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、町道中川原線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道宿岩羽黒下駅線との接点に至り、同点から同町道を東進し、主要地方道川上佐久線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、旧佐久町と旧八千穂村の境界との交点に至り、同点から同境界を西北進し、国道141号線との交点に至り、同点から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約94ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

6 川上演習林特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡川上村御所平地籍の川上村及び同郡南牧村の村界と筑波大学川上演習林界との接点を起点とし、同点から同演習林界を東進し、更に北西進し、更に東進し、更に北東進し、更に東進し、更に南進し、同演習林界と長野県及び山梨県の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、更に西進し、同境界と川上村及び南牧村の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、更に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約189ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

7 野辺山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

南佐久郡南牧村大字野辺山地籍の村道野辺山平沢線と村道5041号線との接点を起点とし、同点から同村道を南東進し、東京大学東京天文台野辺山宇宙電波観測所界との接点に至り、同点から同観測所界を東進し、更に北進し、同観測所敷地内管理道との接点に至り、同点から同管理道を西進し、同観測所敷地外周管理道との接点に至り、同点から同管理道を北進し、更に西進し、更に北進し、更に北西進し、村道野辺山平沢線との接点に至り、同点から同村道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約38ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

8 宇山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

北佐久郡立科町大字宇山地籍の町道蟹窪丸子線と小県郡長和町と上田市と立科町との境界の交点を起点とし、同点から同町道を南進し、町道蟹窪線との接点に至り、同点から同町道を南進し、国道254号との接点に至り、同点から同国道を南進し、町道中村小深山線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道日影林線との接点に至り、同点から同町道を南進し、立科三号幹線用水路との接点に至り、同点から同用水路を南進し、立科町大字芦田地籍の立科三号用水路水門に至り、同点から町

道針ノ沢線と町道蘿蓮線との交点に至る線を東進し、同交点に至り、同点から町道蘿蓮線を南進し、旧林道笛久保線との交点に至り、同点から同旧林道を南進し、林道西峰線との交点に至り、同点から林道西峰線を南西進し、立科町と長和町の境界との接点に至り、同点から同境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約265ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

9 山田・八木沢特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市大字山田地籍の県道別所丸子線と市道舞田山田線との接点を起点とし、同点から同県道を西進し、市道山田1号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道山田池西線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道舞田山田線との接点に至り、同点から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約30ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

10 千曲川特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市大字大屋地籍の大屋橋と国道152号線との接点を起点とし、同点から千曲川右岸を東進し、東御市道国道海野グラウンド線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、東御市道田中294号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、東御市道田中西海野線との接点に至り、同点から同市道を東進し、三分川との接点に至り、同点から同川を南進し、千曲川の合流点に至り、同点から同川を南進し、東御市と上田市の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、上田市道郷仕川原8号線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を南進し、上田市道郷仕川原8号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、上田市道郷仕川原線との接点に至り、同点から同市道を南進し、上田市道郷仕川原2号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、主要地方道丸子東部インター線との接点に至り、同点から同地方道を西進し、上田市道坂井2号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道石井藤平線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、市道小坂下線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、国道152号線との接点に至り、同点から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約110ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

11 尾野山特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市生田地籍の県道上田塩川線と市道茂沢二本木線との接点を起点とし、同点から同市道を西進し、更に南西進し、更に北進し、更に西進し、更に南進し、更に西進し、市道尾野山2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道尾野山4号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道尾野山6号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、市道茂沢尾野山線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、更に南進し、県道上田塩川線との接点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約35ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

12 原山特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市御岳堂地籍の主要地方道別所丸子線と県道別所丸子線との接点を起点とし、同点から市県道を南進し、民有林58林班と59林班の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、旧上田市と旧小県郡丸子町の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、民有林60林班ろ小班と同林班い小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、北原大池から主要地方道別所丸子線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を南東進し、主要地方道別所丸子線に至り、同点から同地方道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約85ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

13 入山特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上田市西内地籍の内村ダム南詰と国有林界との接点を起点とし、同点から同国有林界を西進し、国道254号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、市道入山2号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、国有林界との交点に至り、同点から同国有林界を南西進し、更に北西進し、更に北東進し、更に北西進し、更に西進し、更に北西進し、更に南西進し、更に南進し、更に北西進し、更に北進し、更に西進し、更に北東進し、更に東進し、同国有林界と同ダム北詰との接点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約61ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

14 琴山特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

小県郡青木村大字奈良本字向沖地籍の琴山川と林道琴山線との交点を起点とし、同点から同林道を北東進し、民有林14林班と15林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林地と民有林15林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林地と民有林16林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、青木村と上田市との境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、県道下奈良本豊科線との交点に至り、同点から同県道を北西進し、民有林17林班と農耕地の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約187ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

15 柏木特定獣具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

諏訪郡原村柏木地籍の村道3075号線と村道1001号線との接点を起点とし、同点から同村道を南進し、阿久川との交点に至り、同点から同川を西進し、中央自動車道西宮線との交点に至り、同点から同自動車道を北西進し、村道3079号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、村道3191号線との接点に至り、同点から同村道を北西進し、県道払沢茅野線との接点に至り、同点から同県道を東進し、村道3075号線と接点に至り、同点から同村道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約52ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

16 三本木・中ノ原特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

上伊那郡南箕輪村大字御子柴地籍の県道大萱荒井線と南箕輪村道2230号線との交点を起点とし、同点から同県道を南東進し、南箕輪村道10号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、中央自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を南西進し、村道2217号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、村道2218号線との交点に至り、同点から戸谷川に通じる沢を北東進し、同川に至り、同川を北西進し、村道2230号線との交点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約70ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

17 上松特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

木曽郡上松町大字小川地籍の滑川と木曽川との接点を起点とし、同点から同川を北西進し、笹沢との接点に至り、同点から同沢を北東進し、民有林31林班と32林班の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、民有林32林班い小班と同林班へ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林32林班い小班と同林班ろ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、町道高山線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、十王沢川との交点（小脇橋）に至り、同点から同川を西進し、民有林36林班と37林班の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、町道駒ヶ岳線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道野口野尻線との交点に至り、同点から同町道を南東進し、町道野尻線との交点に至り、同点から同町道を南西進し、町道滑川線との交点に至り、同点から同町道を東進し、滑川との交点（吉野橋）に至り、同点から同川を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約387ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

18 名古屋市民休暇村特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

木曽郡王滝村御岳高原地籍の村道106号線と村道48号線との接点を起点とし、同点から同村道を北西進し、更に南西進し、更に北西進し、村道41号線との接点に至り、同点から同村道を北西進し、更に北東進し、御岳スキー場のゲレンデ界（尾根）との接点に至り、同点から同ゲレンデ界を東進し、名古屋市民休暇村管理道との接点に至り、同点から同管理道を北進し、更に東進し、名古屋市民休暇村界との接点に至り、同点から同界を北進し、王滝村と同郡木曽町の町村界との接点に至り、同点から同界を東進し、名古屋市民休暇村界との接点に至り、同点から同界を南西進し、村道106号線との接点に至り、同点から同村道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約78ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

19 田溝池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

松本市大字岡田に所在する田溝池の区域（面積約6ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

20 並柳特定猟具使用禁止区域（銃器に限る。）

(1) 区域

松本市大字並柳地籍の市道3017号線と和泉川との交点（並柳北橋）を起点とし、同点から同市道を南進し、市道3087号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、松本市並柳4丁目と同寿北5丁目の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、松本市大字中山地籍の中山霊園と市道3568号線を結ぶ尾根の山道との接点に至り、同点から同山道を北西進し、市道3568号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、神田2丁目と中山区との接点に至り、同点から神田2丁目と中山区の境界を北進し、主要地方道松本塩尻線との接点に至り、同点から同主要地方道を北進し、市道3029号線との接点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約59ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

森林整備課

**長野県告示第536号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定します。

平成19年10月18日

長野県知事 村井 仁

1 有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域

(1) 区域

安曇野市穗高有明豊里地籍の主要地方道塩尻鍋割穂高線と市道西穂高線336号線との接点を起点とし、同点から同市道を西進し、富士尾山三角点（標高1,296.1メートル）から南東に伸びる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北西進し、官行造林地と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、国有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、更に北東進し、県道槍ヶ岳矢村線との交点に至り、同点から同県道を南東進し、更に東進し、同県道と市道有明412号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、更に南進し、同市道の終点に至り、同点から市道有明784号線に通じる廃道を東進し、市道有明784号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、林道長峰線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、主要地方道塩尻鍋割穂高線との接点に至り、同点から同主要地方道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約994ヘクタール）

(2) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(3) 捕獲の禁止又は制限

ニホンジカ及びイノシシを除く狩猟鳥獣の捕獲の禁止

森林整備課